

第4回国立市介護保険運営協議会

令和元年9月20日（金）

【林会長】

定刻となりましたので、第4回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります。まず第1は、議事録の承認についてですが、前回7月18日に行われた第3回運協の議事録について、何かお気づきの点ございましたでしょうか。

事務局のほうで何かございますか。

【事務局】

特段ございません。

【林会長】

そうですか。では、このまま承認ということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

では、そのようにさせていただきます。

次の議題は、介護給付費の計画と実績についてです。これは事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、議題の2番目、介護給付費の計画と実績について、事務局から説明させていただきます。

こちらは第7期の介護保険事業計画でお示しした計画内容と実績を比較するものでございます。いわゆるモニタリングというものでして、国のインセンティブ交付金の算定根拠にもなるものです。

資料16をご覧ください。今年度の4月から、集計できる直近の7月分までの推移を数値とグラフでご説明させていただいているものでございます。資料16をごらんいただきまして、1ページ目が、介護予防サービス見込量について、ページでいうと1ページ目、こちらはそれぞれのサービスごとに計画額の月平均額と平成30年度、31年度の実績額をお示しさせていただいているものでございます。3ページ目以降は、それを図式化、グラフ化したものでして、6ページ目からは予防ではなくて介護サービスの見込量ということになっていまして、数字のものが8ページまでありまして、それを図式化、グラフ化したものが9ページ以降についているものでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、まず、介護予防のサービス量でございます。こちらは左側にサービス種別が書いてありまして、右に行くと計画額の年間の額が書いてございます。記載が漏れておりますが、単位は千円単位ということになりますので、ご了承ください。そして、項目の欄が上から平成30年度、今年度の実績額、そして計画の月平均額という形に並んでございます。そして、4、5、6、7と月ごとの数字が記載されているものでございます。

ざっと見ますと、計画をある程度大きく下回るものとして、一番最初の介護予防訪問看護のサービスですが、こちらは計画を大きく下回っています。それ以外にも若干下回っているものとしましては、上から3番目の介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーションといったものがあります。また、2ページ目の一番上の特定介護予防福祉用具購入費、上から3番目の介護予防特定施設入居者生活介護などが計画より少し下回っているものになりまして、逆に少し上回っているというものは、1ページ目の

上から5番目の介護予防短期入所生活介護、一番下の介護予防福祉用具貸与、2ページ目の上から2番目の介護予防住宅改修といったものがございます。

続きまして、6ページまで飛んでいただきまして、介護サービスですけれども、こちらも同じような表のつくりになっておりまして、大まかな特徴としましては、一番上の訪問介護、6ページ目の下から2番目の通所介護といったものが計画よりも実績のほうやや上回っているかなと見てとれます。

また、8ページに行きまして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設といった(3)の施設サービスが計画よりも若干実績が下回っているというのが見てとれます。居宅サービスのほうが少し計画よりも増えていて、施設系が見込みよりも若干減っているのではないかとということが見てとれるかと思えます。

数字が細かいので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひします。

【林会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対して質問やご意見がありましたらお願いします。小出委員、その次に石田委員。

【小出委員】

何点かご質問させていただきたいと思えます。1点目は、深谷係長から計画と実績についてご報告されたのですが、今回のように乖離差が大きい、例えば1ページ目の介護予防訪問看護ですとかいった項目の乖離原因を分析されていたら教えていただきたいのが1点と、これは乖離がこのまま発生していくと、結構、期末には相当な差になってしまうと思うのですが、こういったところは、そもそもこのままの計画どおりでいくのか、それとも見直しとかも入ってくるのかお伺いしたいのと、介護予防サービス、あるいは介護サービス全体の予実差みたいなのがおわかりになれば教えていただきたいのと、あと、介護予防と介護サービス以外の地域支援事業についてのこうした計画実績の予実差みたいなのは、今後教えていただくことができるのか、今の4点を教えていただければと思えます。

【林会長】

ありがとうございます。すいません、3点目は何ておっしゃいましたか。

【小出委員】

介護予防サービス全体、あるいは介護サービス全体で計画と実績の差が出ているかどうかという、これはサービス種別ごとの差分ですので、もし全体の数字があれば教えていただければと思えます。

【林会長】

ありがとうございます。よろしいですか。事務局お願いします。

【事務局】

乖離についての個別の分析というのは、できるサービス種類とできないものがありまして、例えば先ほどおっしゃられた介護予防訪問看護につきましては、計画で500万円ほど毎月かかるであろうといったところが100万円程度だったというところですが、これは単純に利用される方が少なくなったものとうちでは考えております。これ自体が訪問看護、医療的なニーズのある要支援認定の方がどれだけいるかという話でございますので、推計自体が、かなり大きなパイであればずれば少なくなってくると考えられるのですが、介護予防訪問看護自体が人数的なものが少なくなってくるので、ちょっとしたずれが大きく給付費の差に出てきてしまうと考えてございます。

逆に、分析しやすいものとしては、地域密着型サービスの定期巡回型が、これは資料

16の、グラフでいうと13ページのグラフですが、計画で300万円以上を出していたのが、31年度はほとんどゼロに近い状態になっているというのが、13ページの表でございます。こちらのほとんどゼロになっている部分というのは、計画策定時には市内に2か所あった定期巡回の事業所なんですけど、比較的利用者さんを多く支援していた事業所が、人員確保ができない等の理由で閉鎖されてしまったということがあって、計画策定時とは大きく違ってきてしまっているといったところがございます。

それから、施設サービス費について、グラフでいうと15ページの特養と言われる介護老人福祉施設、介護老人保健施設、それから介護療養型医療施設、介護医療院というのが制度上ありますが、こちらは実績が今出ていませんので、グラフ等は省かせていただいているところがございますけれども、こちらは30年度では、特養と言われる介護老人福祉施設はやや上回る場所もあったんですけど、施設全般で見ると、今年度は低めに出ているところと、それから逆に在宅サービスであり、訪問介護はおおむね計画値より高くなって、これはグラフでいいますと9ページ、それからグラフの10ページの通所介護も計画よりも少し高めになっていると。これは施設サービスが計画値よりも少なく、在宅サービスのほうが多いということになりますと、計画策定のときに推計した被保険者のサービスの使いぶりが施設サービスよりも在宅サービスにウエイトが移っていると考えられます。

これに連動して、31年度の現状の分析にはないのですが、平成30年度の分析の際に、相対として保険給付が計画額よりも1億5,000万ほど少なかったというのが、30年度決算のベースで出ていますが、これについて現状での事務局の分析は、計画策定時よりもより認定が軽度の方が多いのが原因ではないかと考えてございます。軽度の方が多いというのが、平成30年度で分析した際には、事業計画上の認定を受けた方の総数は3,552人、実績は3,631人と実績のほうが推計よりも相対の人数は多いのですが、その内訳としての軽度者と中、重度者の方の比率が、より軽度者の方が多かったと。軽度者の中で推計した事業計画上は、要介護1が803名の見込みだったのが、実績では926名、逆に、要介護4が推計では437名と出ていたのが、実績では336名と出ていて、実績と計画値との間で、介護1と4の間で乖離が生じていたことがわかっています。

介護1と介護4でいいますと、1か月当たりの給付費が15万円以上介護4のほうが多いので、100人程度、介護4と1の間で人数のやりくりがあるという状況ですと、それだけで年間では億単位で給付費のずれが出てくるということが出ておりますので、サービス費全体の傾向としては、施設サービスが計画よりも少なく、在宅サービスが多いという形。個別サービスの分析については、わかるものとわからないものがあるのですが、1つには、事業所の閉鎖等の比較的わかりやすいものというのがありますし、軽度者が多いことで施設サービス利用者が少なかったのではというところも乖離の原因ではないかと考えております。

あと、もう一つ、計画自体の見直しを行わないのかということでございますけれども、介護保険事業計画を3年間の期間の途中で見直すということは、あまりやっていないところですので、実際にこれを変えることになると、東京都も巻き込んで、全体で保険料の設定も再設定しなければいけませんし、条例の改正、それから東京都の都道府県としての事業支援計画という計画自体も見直してもらわなければいけないといったような、かなり広範囲に影響が及ぶことですので、通常、給付費に事業計画との差が出ているような場合には、介護給付費準備基金という、資金をプールする基金がございまして、こちらの基金を調整弁にして、事業自体を支えていくといったようなことをやってござい

すので、計画の7期途中での変更は現状では考えてございません。

あと、地域支援事業費についても、計画と実績の差分の分析というのは、現状行う予定はない状況でございます。理由としましては、地域支援事業の多くが新総合事業と言われる介護予防訪問介護、介護予防通所介護から移行したサービスということになっていて、こちらの2種類と、そのほかは介護予防事業という事業になりますので、事務局側で委託契約を結んで、最初から予算管理している事業になってきますので、あまり乖離が生じにくいところというのがございます。

総合事業の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のほうでいきますと、あまり大きくずれは出ていないのかなとは考えているんですが、介護予防通所介護であった保険給付の要支援のデイサービスの部分は、計画と比較してそこまでは分析していないんですけど、伸びは大きいのかなと考えてございますが、介護予防の関連自体の給付費の相対が要介護の方の給付費よりも非常に小さいところと、あと、総合事業もそれほど大きくないところで、要介護の方の保険給付がおおよそ45億円、それに対して要支援の保険給付が1億円、総合事業の部分が2億円弱というところなので、全体として見るときに計画との差分を気にするというの、要介護の方の保険給付がメインになってきているところで、現状では計画との差分の分析というのはやっていないところでございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。小出委員、よろしいですか。では、ちょっと先に石田委員。

【石田委員】

わからなかったのですが、資料16の2ページ、(3)の介護予防支援というのはどんなものを指しているのか教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

これは要支援の認定を受けている方が介護保険を使って、例えば福祉用具の貸与を受けるであるとか、あるいは通所リハビリテーションを利用するとかいったような保険を使う際に、地域包括支援センターが1か月にこういうサービスをこれだけ組み合わせで利用していきましょと。こんな目標を立てて、要介護にならないように維持していきましょという計画を立てるわけなんですけれども、その計画を作成することに対する報酬が介護予防支援の保険給付ということで、地域包括支援センターのプランニングに対する保険の収入、保険の支出ということになります。

【事務局】

補足で、今のご質問の8ページに、これは要介護の方ですが、(4)の居宅介護支援とありまして、これが介護保険のいわゆるケアマネジャーのことです。ケアマネジャーの報酬のことが居宅介護支援ということなんです。先ほどご質問された2ページ目の(3)の介護予防支援は、要は要支援1、要支援2の方のケアマネジメント、ケアマネジャーの分の報酬。日本語にしてよくわからなくなってしまうんですが、設立当初からのケアマネジャーのことを居宅介護支援と言ったり、介護予防支援と言ったりということでもあります。

【石田委員】

ありがとうございます。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。では、大井委員。

【大井委員】

すいません、おくれてきて。会議録もコメントしたかったんですけど、これは後で話します。

全体的に細かい数字で、意味合いというのはなかなか理解が困難なんですけれども、まずぱっと見て、かなり実績と計画の差があることが1つと、年間を通すとでこぼこがないかどうかの確認が1つ、介護の相談とか何かによって組み方が変わるかどうか、それから、このような数字が出た結果、どういうことを解釈とするのかという施策的な面が、今の説明で幾らか出ているのかもしれないんですけど、この数字の読み方の部分で、要するにいろんな施策とか何らかで相互関係するわけですね。その辺がどうなっているかということは説明を追加されると、なるほど、そうか、じゃ、こういうところが欠けているか、こういうところを充填しなきゃいけない、あるいは相談員のレベルの問題なのか等々、そういった数字と実務の分の差が読み込めなかったので、以降、そういう説明でされてくると、なるほど、そうか、じゃ、我々はどういうことをすればいいかなという、数字に対するアクションの部分が見えるふうに努力してもらえるといいんです。もちろん分析できること、できないこといろいろありますけど、もし介護1と4に差があるとしたら、その辺が何かわかりにくかったのもう少し力つけて読めるようにしますけれども、さて、私たちはこれで何をすればいいのかというのが、少なくともアクションが見えない気がするんです。答えなくてもいいです。

【林会長】

ありがとうございます。このやり方が始まったのは去年からでしたか。

【事務局】

そうですね。

【林会長】

それまでは、計画を立てた3年間はもうそれでいって、次の期にどうするかというところで考えていたんですよ。この方式になって、大井委員が気にされているように、このデータを見て、それを分析して、どうアクションに生かすかというあたりですよ。それはどういうお考えというか、どういうやり方なんでしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】

まず、年間を通じてでこぼこが出るかというお話は、先ほど小出委員からも質問を受けて、年間を通じてでこぼこが出ることはあります。30年度の決算では相対で1億5,000万ほど給付費は見積もりよりも少なかったということで、その内容としては、要介護1の方が多かった、要介護4の人が少なかったところが原因だと分析していますというところでございます。

正直言いますと、今日出した1か月ごとの傾向でいきますと、これでうちのアクションをどうこう変えるほどの部分ではあまりないのかなと考えております。ただ、先ほど言いました定期巡回については、2つ事業所を立ち上げたんですが、1つは人員の確保が難しいので閉鎖したということですので、方針として再び定期巡回を増やす方向でいくのか、それともこういった人材確保が難しく、24時間対応が難しいという現状を鑑みて、定期巡回を諦めて、ほかの、例えば夜間対応型の訪問介護であるとか、あるいは同じく24時間対応ですけども、小規模多機能型居宅介護施設で支えていくのかといったような、別のサービスを想定していくのかというのが、これから検討してい

かなければいけないのかなと考えてございます。

あと、先ほど申しました軽度者が多くて、施設の利用が計画値ほどには進んでいない。そして、在宅サービスのほうが計画よりも多いペースで進んでいるということであれば、これは言いかえると、在宅の軽度の方が重度化しないで済んでいるという傾向もあるのではないかと事務局では考えておりました、なぜ重度化が防止できているのかという分析を進めるとともに、この傾向は歓迎すべき傾向だと考えますので、その原因を突きとめることができれば、そこに軸を置いた重度化の防止策というところをこれから展開していくべきではないかという考えられます。

今、事務局として考えられること、回答できることといいますと、この程度でございます。

【新田委員】

いいですか。

【林会長】

どうぞ。

【新田委員】

今の小出委員と大井委員は、とても鋭い指摘だなと思って僕は聞いていて、それで、事務局の資料の出し方で、言葉で説明はされているけれども、これだけでは全体像が見えないよねという話ですよ。

【大井委員】

どこを攻めればいいのか全然わからない。

【新田委員】

そういうことです。そのとおりだと思いました。それで、馬場課長の話の中で、要介護者がどこに増えているのかというと、おそらく85歳以上の要支援1、2、要介護1の軽度者が増えているというのが、まず絶対的な数字だろうなと。それに比べて要介護3、4、5の重度者はある一定レベルだという話です。どんどん要介護3、4、5が増えるわけではないと。となると、数字としてはどこで動くかということ、要支援1、2、要介護1、2で動くところ、この実績値とどう矛盾するかという話で、先ほどの介護予防訪問看護なるものは、ケアマネも含めて看護師が介護予防のために何をしてくれるのかよくわかっていない。だから、もちろんなかなかプランニングに組み込めない。

もう一つは、要支援の方に訪問看護を入れるとお金が高いんですよ。それよりも実際は、実体のサービスを求めてしまうので、なかなか行かないだろうということなんかも含めて、そこは説明がなかったところがあるのかなと。

もう一つは、訪問介護の数字が増えていると。じゃ、訪問介護の何が増えているんだろうなというところが見えないです。単に生活支援が増えているのか、身体介護が増えているのかというのが見えないので、この数字だけでは話はできないだろうなと。

もう一つ、施設サービスが減っているのは、施設は数字としては一定ですよ。何が減っているのか。具体的に言うと、ショートステイのものが減っているのか、施設サービス実績値で全部減っているのか。

【事務局】

ショートステイは在宅サービスのほうでカウントします。

【新田委員】

じゃ、別ですね。施設サービスの中で何が減っているんだろうと。施設は一定なので、施設はそれだけ空いてきているのかとかいう話をちょっと思い浮かべちゃうんだけど、

実態はそうではないだろうなと思いますので、もう少しそこは分析した上で、次なるステップと考えなきゃいけない。それで、馬場課長が、巡回サービスがなくなったから、次、次、次と、あれは僕は行き過ぎな発言だろうなと思って、もう一つ見ながら、次なる方向性を考えたほうがいいだろうなと思います。その意味でとても鋭い質問で、答えにプラスになったかどうかわかりませんが、そう思いました。

【大井委員】

リカバリーするという意味で。ありがとうございました。

【林会長】

大井委員、どうぞ。

【大井委員】

いや、初め、ぱっと見たときに、この数字がかなりあって、まさか成り行きではないだろうなとは思っているんですけど、成り行きではなくて、何らかのそういう対策も入れるということで、それが見えるようにお願いするというのはそういうことですよね。

【新田委員】

そうですね。

【大井委員】

じゃ、我々も努力しますがけれども。でも、このデータが大事なので、そのデータから何が読めるか、あるいはどういうような、予測がつかないものと、さっきの期待するというのは、ほんとにそういう期待するもの。逆に言えば、そういう効果のあるものをする。例えば、そこに補助金をどんどん出してやるとか。そうすると相対効果が見えるようになるのではないのかなと、そんな感じで質問しました。

以上です。

【林会長】

ありがとうございました。

ほかに、この表、資料16について何かございませんでしょうか。

事務局にお尋ねしますが、これは毎月やっているんですか。

【事務局】

毎月ではないです。

【林会長】

それは、やらない月もあるという意味ですか。

【新田委員】

なぜかという、毎月の変化を見てもあまり意味がないから。

【林会長】

それを言いたくて。確かにこれは月々を見てもあれですよ。

事務局、補足を。

【事務局】

一応、年2回程度はやるというのが交付金の要件でございます。

【林会長】

交付金があるので、それを満たすために年2回はやると。交付金があろうがなかろうが、年2回ぐらいやれば、プラン・ドゥー・チェック・アクションを回していくのに適当であろうということになりますか。あるいは、もっとやらないといけないのか。あるいは、1年に1回でいいのか。

【新田委員】

ちょっと1点いいですか。おそらく、介護保険が始まってもう19年ですから、それ

で基本的にはいいと思うんです。ただし、今度違ったのは総合支援事業です。総合支援事業が新しい第7期介護保険計画に立ち上がって、先ほどの地域支援事業はまだ分析がないということも含めてあるんだけど、そのあたりをもうちょっと精密にやっていると。これとは別に、どのように活動が行われているかということはあるだろうなど。こういう資料そのものは詮ないことなので、重要な視点についてどうするかという話だと思います。

【林会長】

大井委員。

【大井委員】

多分、この資料に1ページか半ページの何かコメントなりが書かれると我々は非常に助かる。

【林会長】

新田委員、どうぞ。

【新田委員】

いろいろあると思いますが、行政サイドのコメントを書いてももらっても仕方ないんだよね。

【大井委員】

そうです。

【新田委員】

それは間違いがあるからね。だから、おそらくコメントを書くとしたらここで、審議会できちんと話したことを後に載せるという話だと思います。

【林会長】

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みます。

議題の3は、東二丁目寄贈地における小規模多機能型居宅介護事業所の整備についてであります。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第の3番目、東二丁目寄贈地における小規模多機能型居宅介護事業所の整備について、ご説明させていただきます。資料で言いますと、17番になります。

東二丁目寄贈地についてですが、こちらの土地は平成24年度に市民の方から寄贈を受けた土地になりまして、寄贈者の方のご意向によって高齢者向けの施設をとということで、前市長の在任中より小規模多機能型居宅介護事業所を検討してまいりました。隣接地等との関係などから、寄贈から若干時間がかかってしまいましたが、ここで隣接地との境界のブロック塀設置等、改めて小規模多機能型居宅介護事業所の公募を行う状況が整ってまいりましたので、公募に向けて事務を進めていきたいと考えているところでございます。

現在、多摩地域で小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に向けて公募条件の概要についてのアンケート、いわゆるサウンディングを行っているところでございます。実際に運営している事業者からのご意見等も踏まえた上で公募要項を作成していきたいと考えておりまして、本日は事業所に向けての公募要項案を資料として配付させていただきましたので、この内容についてご説明をさせていただきます。

いきなりですが、資料17の一番最後のページ、特記条件等に飛んでいただきます。こちらは、実際に寄贈を受けた土地の内容ですとか、特に市のほうで条件として付した

いところを記載してございます。

1 番目が、その土地の地番ですとか、どういう地目、どのような面積かといった内容が書かれている部分でございます。

2 番目の事業所公募の条件についてというところで具体的な特記条件を記してございます。基本的には、土地は市の所有になってございますが、建物については事業者さんの負担でやっていただくとか、あとは地域交流スペースを併設していただきたいということですか、借地の形態ですとか、そういったところを記載しています。

iv) は寄贈者からの要望事項です。敷地のちょうど真ん中あたりに松の木があるんですけども、植えかえは可能としてもそれを保存していただきたいということですか、寄贈者の名前を入れた銘板を設置していただきたいですとか、そういったことが書いてございます。

また、住宅地の中にありますので、車両の乗降の関係ですとか、近隣住民の方への影響にご配慮いただきたいということも特記条件として付しているところでございます。

資料 17 の 1 ページ目に戻っていただきますと、ざっとしたスケジュールが記載してあります。

3 番目のところに記してございますが、今年度中に、要項が固まりましたら、1 月から 3 月ぐらいにかけて実際に公募の受付をさせていただきまして、令和 2 年度に入りましたら、4、5、6 月あたりにかけて事業者の皆さんからご提案いただいた内容を審査していただくということを考えてございます。実際には、令和 2 年度中、もしくは 3 年度中に開設をして、事業を開始していただくような形で考えてございます。

本日、運営協議会の皆さんからもこの公募要項案についてご意見、ご質問等をいただきまして、その上で事務局のほうで公募要項を固めて、公募に向けて事務を進めていきたいと考えているところでございます。

事務局からは以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

それでは、この件について質問、意見をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

小出委員、どうぞ。

【小出委員】

すいません、また何点か。先ほど、深谷係長のほうから、寄贈が平成 24 年と伺ったんですけども、今年が令和 1 年ですから 7 年間経過しているんですが、深谷係長からも説明があったとおり、ちょっと期間が長い感じがするんですが、ここまでかかった原因が何かわかれば教えていただきたいです。

あと、特記条件 2 のところで、建物の建設費は事業者負担とします、あと、東京都の助成を利用しますということなんですが、この助成を利用すると、建設費用というか初期の費用はほぼ賄える感じなんですか。要は、市の負担があるのかないのかを確認させていただきたいです。

あと、3 点目が、地域交流スペースのことが書いてあるんですが、これは制度上どういう位置づけになるのか。例えば、これから説明のある、ひらや照らすなんかですと、地域支援事業の通所 B サービスということなんですけれども、ここでやられる地域交流スペースを運用していく主体は、小規模多機能事業者が事業の一環として運営するのか、あるいは通所 B みたいに住民主体型のサービスとして運営されていくのかといったところ、今申し上げた 3 点をお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

【事務局】

7年という期間がかかった理由ですけれども、端的に言うと、土地の境界線について係争がありました。それで、市と隣接地主との間で合意を見て、境界を確定して、ブロック塀をかけ直すのにそれだけの期間がかかったということでございます。

次が、市が建物に対して負担をするかというご質問だったかと思うんですけれども、基本的に市が負担する意向はございません。現在、市では公共施設は縮小する方向で考えておりますので、市がお金を出して住民向けの福祉目的の建物を建てるということになりますと、通常、公共施設になっていきますので、これについては基本的には市がお金を出して建物を建てるということは現在考えていないところでございます。

東京都の補助金の3,360万円で1棟建つかどうかというお話になりますと、ちょっと難しいかもしれないと考えています。これは、建物が木造なのか鉄骨なのか等で変わっていきますので、門外漢の私が一概にできます、できませんとは言えないですけれども、金額的には厳しいんじゃないかと考えられます。

あと、地域交流スペースにつきましては、寄贈を受けた平成24年当時は新総合事業の住民主体の何とかなどといったようなものはまだございませんでしたので、こういう名称でやってきていたということがございます。今後考えるときに、介護保険法の地域支援事業の住民主体のサービスBにするのかどうかというのは、現状では要項案ですので、まだ変更できると考えています。有力なのは、住民主体のサービスB型がいいと考えております。

そのような場合には、制度的には平成28年12月に厚生労働省から通知が出ていて、介護保険の事業所の建物の一部を使って、そういった地域支援事業、住民、自治体の通いの場というものを運営していいと。その場合には、保険の指定を受けている建物の一部分であってもそのまま使っていい、そして、事業所の従業者がその運営についてお手伝いをして保険の人員基準でマイナスにすることはしなくていいという通知も出ていますので、事業所がある程度支援しながら住民の方で行うことができるのが一番理想的な形かなと。

ただ、以前、この寄贈が出たというときに、近隣の住民の方から50平米程度の地域交流スペースをというご提案をいただいた経緯はあるんですが、これがどれぐらいの広さのものなのか。先ほど言いましたように、保険で指定を受ける部分を使っていいということなので、専用のスペースをつくるのか、介護保険の事業所としてのスペースを共用しながら小規模多機能、もしくは看護小規模多機能も現在建てるのが可能になっているというふうに建築指導事務所から口頭で説明を受けていますので、看護小規模多機能、もしくは小規模多機能の事業所の一部分を使いながら、そこを利用している介護保険の利用者も一緒にいながら地域で交流できるといったような形ができれば一番いいのかなと事務局では考えているところです。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

小林委員。

【小林委員】

私、川崎の高校の教員なので、川崎のほうのお話をさせていただきますと、この地域密着型サービスの事業者は川崎市も実は大分苦労しまして、運営実績がままならないものになってしまって、そして今、結局、人が来ない、開設できないとか、あと、変な人が入ってきて、実際それが大きなニュースになってしまう問題があるということなので、この指定方法の中での審査の部分は相当いろんな情報を仕入れてやっていかないと、相当苦労されるんじゃないかなと思います。私もいろいろ調べてみますけれども、しっかりした形で公募をしていかないと心配かなとちょっと思いましたので、お話しさせていただきました。

【山路委員】

今のお話は、川崎市の小規模多機能事業がうまくいかないという、そういう話ですか。

【小林委員】

小規模多機能事業ではなくて。

【山路委員】

事業者一般の話ですか。

【小林委員】

事業者一般のこと、非常にいろんな事業者が今入ってきて、相当選別に苦労されていると、そういうことです。

【山路委員】

それはデイサービスとか訪問介護事業ということも含めてという話ですね。

【小林委員】

そうです。それで、川崎のほうで地域密着型の人がちょっと大変なことになっているところがあったのでお話しさせていただきました。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今、小林委員からサジェスチョンいただいたとおり、特に小規模多機能型の居宅介護は24時間開設して事業を回さなければいけない関係上、人件費等がかさみ、なかなか黒字が出しにくいという形態のサービスでございます。

今回は東二丁目の寄贈を受けた土地に公募するというやり方で、これは今回初なんですけれども、それ以前に、場所を限定しないで小規模多機能型の公募は行ったんですが、手挙げなしで空振りに終わるといったことが何回か、私が担当だったときからあります。

通常は、市内でこの事業が行われているのは、中にございます小規模多機能型と、それから、矢川駅そばの看護小規模多機能型の2か所なんですけれども、いずれも、中のほうはグループホームを併設、矢川駅のほうはサービス付き高齢者向け住宅を併設するという形で、オーナーさんとしては、不動産の所有者さんから見ると、家賃収入はある程度入る形で採算を合わせているといったところが実態でございます。

今回のアンケートの中でも、グループホーム併設であればできるのではないかとといったような回答であったり、あるいは市の持っている土地の地代について、ごく低廉、もしくは無償だったら事業が成り立つのではないかとといったようなアンケート回答が来ております。

事務局としては、おそらくここ単体で、この事業所のみで黒字を出してやっていくということは非常に難しいのではないかと考えております。

土地を国立市が所有するという性質上、いずれ事業が終わったときに建物は取り壊していただいて更地で返していただくという定期借地権を想定していたんですけれども、

そのような場合には、建物を建てて、建物を取り壊す費用まで全部、30年なら30年、50年なら50年の借地期間の間に全て償還しなければいけなくなりますので、その点のハードルはぐっと上がってしまうことになります。かなり大きな法人がグループ全体で採算を見ていきながらやるという形か、もしくはグループホーム併設にして家賃収入を入れていくといったような、小規模多機能単体でない事業形態が想定されるのではないかと事務局では考えています。

確かに、土地を貸すということになると市が地主になるわけですので、通常の公募よりも非常に難しい要素が出てくるというのは委員のご指摘のとおりでございますので、この要項自体を法務担当とも協議していきながら、また細部を詰めていきたいと考えてございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。山地委員。

【山地委員】

2つ教えてほしいんですけども、1つはちょっとつまらない質問かもしれない。いつもあそこの前を通るときにあの松の木が気になっていて、ここに植えかえ可能と書いてあるんですけども、植えかえても別にいいですよということなのか、それとも、あれは植えかえても大丈夫なように、もう造園業者の人とかのお墨つきなんですよという意味での植えかえ可能なのかどうかというところを教えてくださいたいです。

あと、近隣住民の説明会で、交通のことに関しての要望はあったんですけども、特にそこに高齢者施設とかそういうものが建つとか、そういうところに関してはそういう声とかがあるのかどうかというところを教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

当該土地に立っている松の木ですけれども、植えかえて大丈夫かどうかというのはわかりません。植えかえたら枯れてしまうかもしれないんですが、あの松は残してほしいというのが寄贈された方のご意向でして、その方が寄贈の後、間をあげずに亡くなられてしまって、今現在は確認ができないというところで、松の木を保存するというその一点でございますので、植えかえは可能であるというふうに私どものほうで考えているというところでございます。

それから、高齢者施設を建てることについては、1回目の住民説明会のときには高齢者の施設を建てられると不動産の価値が下がるというご意見をいただいたこともございます。

ただし、2回目以降では、そういった意見よりは、地域に必要なものだという認識があるものでいいものをつくってほしいという意見が大半を占めてございました。

以上でございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

山路委員。

【山路委員】

今の馬場課長の説明でちょっとわからなかったんですけども、要するに小規模多機能単体では採算がとりづらいで、グループホームを併設するなり、あるいはどこかの介護事業を手広くやっているところがその一つに位置づけてやらないとなかなか経営的には難しいという、そういう前提の話になっているわけですか。

【事務局】

そのとおりでございます。通常、公募はするんですけれども、小規模多機能単体では手挙げしてくれる事業者が今まで何年間もなかったという事実がありますので、グループホーム併設で家賃収入を入れるということを前提にするか、もしくは、単体では赤字が出るけれども法人経営全体でだったら容認できるということが手を挙げてくれるのを待つか、どちらかの選択になろうかと考えてございます。

【山路委員】

大丈夫かな、そういうことで。そのところをもう少しきちんとやったほうがいいんじゃないですか。そこら辺は曖昧なままスタートさせるわけじゃないんでしょう。どういう形でスタートするの。

【事務局】

まずは、グループホーム併設であればできるというところはかなり数が多いので、最初に小規模多機能単体でできるかどうかという公募をしてみて、手挙げがなくて不発に終わるようであればグループホーム併設を容認するという形で、公募の内容を変えていくということは考えられます。事務局としてはそのように考えてございます。

【山路委員】

あり得ない。あり得ないなんて言っちゃって。

【林会長】

質問です。6ページの審査の基準等の(3)に事業運営についてということで2つ項目があって、運営基盤の安定性、資金計画についての方策というものがあるんですが、今のお話を聞くと、収支の計画というものは出してもらうんですか。

【山路委員】

当然出すんでしょう。

【林会長】

それはこっちの提出書類のどれに当たるんでしょうか。3ページから4ページあたりに提出書類一覧というものがあるんですが、この資金計画というものと収支の計画は違うもののような気がするんです。

事務局。

【事務局】

今までは資金計画の中で全部やってきていて、ただ、私が着任してからは看護小規模多機能の部分は応募があったんですけれども、小規模多機能についてはこの資金計画書でと言ったんですが、実際に応募はなかったので、現物としてその資金計画書の中に収支を入れて出してもらうというのは目にはしていなかったところでございます。

ただし、看護小規模多機能をやったときはこの公募要項で、資金計画書の中で収支を入れてもらって、これぐらいの借り入れがあって、これぐらいの補助金があって、これだけの介護保険収入があって、こうやって償還していくんだという形で出していたいでいました。

【林会長】

わかりました。それで足りるかどうか。

大井委員、どうぞ。

【大井委員】

委員としてじゃなくて、ひらや照らすの経験からで憶測すること。全然こちらは大変なことが見えています。

まず、スケジュール的に、これで本当に対応できるのかなと。公示が2月1日から事

前相談、それで4月、5月までにアウトラインしてやる。多分、事前に相当相談しないとできないと思うんです。そのための裏づけ、それが1点。

それから、住民の交流スペースとかを含めながら、その中の損益勘定の中に入って、ボランティアによる交流スペースの運営というようなことをその中に入れた場合に、一体どんな形でこれを判断するのかなというのは、応募者が判定することですか。交流スペースのところに住民主体型のB型の云々を期待するという、そういう話が盛り込まれていますよね。

【事務局】

はい。

【大井委員】

だから、費用をいろいろ考えた場合に、それは提案者の問題ですけれども、判定する側からいっても非常に厳しい内容のように感じました。あくまで感じたことです。計画が非常に苦しいのではないかと、資金を裏づけすることは大変であると。

それから、さらにプラスアルファのサービスのことが、要するに無償サービスと有料の介護保険のサービスがきく部分、その辺の組み合わせというのは私は細かくてわからないんですけれども、ただ、非常にシビアだなという感じを受けました。

もし仮に判定条件の中にそういうものが出た場合に、それをどう判定するのか。あるいは、資金的なプラスマイナスをしなきゃいけない。そういった場合、我々のほうでできるのかなといった、率直な感じですが。

以上。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ボランティア自体を受け入れることで資金収支に影響がそれほど大きく出るとはちょっと考えられません。住民主体のボランティアがその場所に入って活動した場合、そこに対する補助金というのは、ひらや照らすと同様、市役所から住民ボランティア団体に直接出ると想定していますので、そのボランティア団体を受け入れることで小規模多機能の事業を行う法人に大きな出費が出るというふうには考えてございません。

【大井委員】

切り離すということですね。

【事務局】

資金的には切り離して考えるということで、その法人からお金を出してもらってやった場合には住民主体ではないと思いますので、基本的にはそういう場所を設けて、住民の方が活動する場を提供していただくというふうに考えて、そこにお金を出せとは考えていないというところでございます。

【大井委員】

あと、スケジュール的なことはどうでしょうか。

【事務局】

スケジュールにつきましては、これは公募して審査、結果を出すところまででございます。その後、すぐに建てろということは多分無理なんじゃないかと。先ほど、深谷のほうからも令和3年ぐらいということですので、選定を行った後で1年ぐらい準備期間を置いて建設であったり、その前には周辺住民との折り合いをどうやってつけるのかということが多分難しいのではないかと考えますので、そのところは公募要項のスケジュールとしては入れていかないというふうに考えています。

事業者の選定のところまではこのスケジュールで、できれば令和2年にやった上で令和3年度中に開設ということであれば、決定してから1年6か月ございますので何とかいけるんじゃないかなと。

ただ、公募自体に手挙げがなかった場合は、もうこれは完全にできなくなりますので、またスケジュールは引き直さなきゃいけないと考えてございます。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

1つは、貴重な寄附者のものですから、私は今のこれで構わないというのが1つあります。もう一つは、国立にとって小規模多機能はどういう効果があるのかということです。先ほどの国立全体の市政の中で、在宅の、いつまでも住み続けられるまちというのがずっとある以上は、それを基本路線とした上の中で小規模多機能という話におそらくなったんだろうと、この亡くなった方の遺志は。

ところが、事務局の今の説明は、すぐ経営の話が入って、グループホームを併設しないとやっていけないと、そこはまた違うんだろうと。それは、思いは全然違う話ですよ。グループホームをつかって小規模をつくるということは、3階建てをつくるわけです。グループホーム9床で小規模多機能6床をつくと3階建てをつくらなきゃいけないと、そこに地域交流スペースをつくらなきゃいけない。正直言うと、かなりお金が、1億かかりますよ、これ。

1億かかる中で、さらに言うと国立らしいつくり方は、地域交流スペースをきちんとつくっていくという方向性を持っているので、そのためには地域住民との話し合いを、誰がどうするかということきちんとやらなきゃいけない。日程がかなり必要だろうと。

そういう国立の全体の方向性の中に一つあって、一番は小規模多機能が独立採算できちんとできることです。できない以上は、こんなのはだめです。1億かけてできないからグループホームを併設する、これはまたこの協議会でグループホームを審査するんですよ。二重手間をやるわけですよ。それで話が通るのかと。

基本は、僕は小規模多機能という一点に絞って、その次のことは、僕は事務局は言い過ぎだと思う。次の計画で予算が通らないからというのは。だって、小規模多機能をつかってほしいって、この寄附者のものでしょう。ほかのことは何も言っていないわけだよ。そこに、具体的な採算ベースに乗るための云々というのは、そんなのは応募したところが勝手に考えればいいじゃない。と思いませんか、中川さん。

【中川委員】

そうですね。

【新田委員】

ですよ。そういう話だと思います。だからここでやることは、きちんとしたその方向性をやって、その応募者が、これは採算ベースに合うか、企業者としてそれをつくるとして、住民と一緒にやれるか、国立にとって小規模多機能はどういう有効性を持つかという話にもうちょっと集約しないと、話が行ったり来たりになるだろうというふうに思います。そのためにこの公募スケジュールが、ひょっとしたら延びていいじゃないですか。

【林会長】

そうですね。

【新田委員】

延びて全然構わないなど。僕は半年延びようが構わないなどと思って、そこは住民を巻き込んだ、交流スペースも含めてどうするのかと。

松の木を移動するといったって、どこに移動するんでしょうかという話じゃないんです。最近はずごく立派な建築家がいっぱいいるので、松の木をベースにした、それを中心としたスペースをつくるかわからないので、それはそれで考えていただくとかいろんなことが想定できるんだけど、でもそこは公募者と建築とか別な話、デザインの話なので、ここで議論すべきは、さっき言ったような、もうちょっとシンプルにして議論してやったらどうでしょうかという提案でございます。

【林会長】

ありがとうございます。新田委員から提案ということですが、運協としてはその方向性で議論していくべきだと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

中川委員、何かご発言ありますか。

【中川委員】

7年前に情報をもらっていたものですから、老健の場合は、どっちかという私の老人保健施設は大規模多機能なんです、実は。大規模だったけれども、でもいろんなところでやっていますので、あえて小規模でなくてもやりますよ。大規模で多機能のサービスを持っています。

ただ、あの場所が、あおやぎ会のことを考えると、私などの施設はどっちかという西側にあり、この該当地は東ですので、かなり離れています。お客様は逆に一番多いです。東地区から来ているデイとかショートとか入所。ですから、この積算、7年前と変わっていますので、まず一番は職員の採用を何人にするかということです。

参考のために、先ほど巡回型を廃止したという事業所は小規模のところなんですか、大規模でしょうか。採用できなくて廃止ということですか。

【事務局】

かなり大きな会社ではございました。

【中川委員】

大手でさえそういうような感じでやっていますので。自分たちは、逆に言えば地域密着でやらせてもらっている老人保健施設です。したがって、非常に関心があります。でも、あのスペースでグループホームはおそらく無理だと思います。どうしてかと言えば、29人の方の登録を常時確保できれば、微妙ですけども、イエスになります。私のほうで建物の細かな情報がないですけども、国の資金が一部ある。新田先生がおっしゃったように、交流スペースを入れた場合、1億よりもっと超えると思います。

ですから、あそこだけの財産ということではなくて、もしうちの法人が公募に参加するとした仮定の話として、グループ全体の事業を審査してもらえればありがたいです。そこ単独でだめだったらだめねという判断は、ちょっと私はいかがかなと思って。

あおやぎ会のスタンスとしては非常に関心があります。経営を守るためにも、東二丁目というのは離れているし、一番お客さんが多いですので、事業が許すのであれば、全然やらないということではなくて、検討しようとは思っています。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

では、この議題は終わります。

次に、4番目、在宅介護実態調査についてであります。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第の4番目、在宅介護実態調査についてでございます。資料で言うとNo.18になります。こちらの調査は、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方々に向けて、生活実態を把握するために行うものでございます。

現在、毎月の介護認定の更新の時期に合わせまして、更新の対象の方に向けて、勧奨通知と一緒に調査票を送付しているところでございます。年度いっぱいかけて調査を実施いたしまして、調査票を回収して、その後、集計作業に入っていきたいと考えてございます。

平成29年度にも行ったものでございまして、そのときは3か月ほどかけて、回収件数が200から300件と、ちょっと少なかったもので、今回は半年ほどかけて、より多くの回収件数の確保に努めていきたいと考えております。

配付した資料につきましては、調査内容は国の示したものに従ってやっておりますので、平成29年度のものとは基本的に変わらないものとなっております。

回収、集計した結果につきましては、前回の運営協議会でも抜粋した資料としてお配りしましたけれども、国の集計システムに合わせて入力をする、成果品としてでき上がるという形になります。

本日は、この在宅介護実態調査を現在行っているところですよということをご報告させていただいたところでございます。

実際の送付につきましては、この調査票の前に鏡文をつけまして、調査の趣旨ですとか個人情報の取り扱い等についてのご案内を添えて送付しているところでございます。

事務局からは以上になります。

【林会長】

ありがとうございました。

この件について、ご質問、ご意見、お願いします。

小出委員、どうぞ。

【小出委員】

前々回ぐらいに、対象は違うんですけども、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というのがありまして、これとの関連というか、これの位置づけは、この前のニーズ調査と比べるとどういう違いがあるのか。あと、先ほど国の集計システムでこちらの在宅実態調査を分析するという話がありましたけれども、その分析の観点と、この分析結果がどのようにフィードバックされるのか。例えば、事業計画みたいにフィードバックされるのかとか、あるいは市民にどういうふうにフィードバックされるのかといったところを簡単に教えていただければと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

日常生活圏域ニーズ調査との違いというお話なんですけど、まず対象者が在宅介護実態調査は認定のついている方を対象にしています。ニーズ調査は全く認定のついていない方と、要支援の認定のついている方を対象にしているという対象者の違いがございます。

ニーズ調査のほうは、調査項目として、身体機能であったり、認知機能であったりという、通常、うちの地域包括支援センターで、昔で言うところの介護予防事業対象者を把握するための25項目のチェックリストがあるんですけど、こちらにプラスアルファした形で元気高齢者の生活上の困り事等がないかという調査を行っています。

在宅介護実態調査のほうは、要介護の認定を受けている方、要支援の認定を受けている方で、要支援の方の部分がダブっているんですけども、認定を受けている方が実際に在宅で生活していくに当たってどのような困り事があるかを捉えていくということです。

実際に、前回の在宅介護実態調査については、サンプル数が260程度あったと思うんですが、こちらの260程度の統計については、以前こちらの介護保険運営協議会でも報告させていただきました。例えば、移動について、要介護認定を受けている方から、実際に外出するところの支援が欲しいといったような意見が多いといった調査結果が出たといったところを運協にも報告させていただきました。そういった調査が在宅介護実態調査です。

ニーズ調査のほうは、元気高齢者を中心にアンケートを行っておりますので、実際に困り事という困り事はあまりないと。独居の方であっても、ほかの方と一緒に食事をする機会があるとか、外出する機会がちゃんとありますといったようなアンケート結果が出ていて、認定がついていない元気な高齢者の方は、たとえ独居であっても生活に困り事はそんなに持っていないんだなといったような結果を報告させていただいたところでございます。

今後、介護保険事業計画、あるいは高齢者保健福祉計画と合わせて地域包括ケア計画と言っておりますが、こちらの計画の中で、独居高齢者の生活についての支援策を考えていくといった項目が課題として出ています。こちらを進めていくに当たっては、この在宅介護実態調査で、要介護認定を受けている方の中で、この調査票にも世帯類型が単身世帯か夫婦のみかその他かといったようなところはございますので、認定がついていて単身世帯の方がどのような困り事を持っているかといったようなところを把握するには役立つのではないかと期待しております。

国のほうは、大体600ぐらいのサンプルはとってほしいということをお願いしていたんですが、前回、期間が十分にとれなかったというところもあって260程度でしたので、それに追加するために、令和元年度、事業計画策定の前年ではございますけれども、今のうちから始めて、介護認定の更新をされる方に対して、更新申請書と一緒にこの調査票を郵便で送って回答していただくといったような手法で、現在、たしかもう100件ぐらいは追加でとれているということですので、さらに続けてサンプル数を増やしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。

では、小林委員。

【小林委員】

今、送って自らとる形ということなんですけれども、例えば希望とかがあって、対面式、お伺いするか、また、こっちにいらっしゃるかということで、読み上げていただいて答えをすとか、そういうようなことを選ぶとか、そういうことがあれば数が上がるということはお考えでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

実は、在宅介護実態調査は2種類ありまして、郵便によるものと、介護保険の更新申請ですので、実際に認定調査のためのADL状況を対面調査する認定調査員が必ず訪問

しますので、その際に一緒に聞き取りをするというやり方の2種類がございます。

ただ、現状、実は認定申請の数に対して認定調査員のマンパワーが足りていない状態で、この実態調査の調査票の聞き取りまでやってしまうと肝心の認定申請のほうがこなせなくなってきてしまうという現実がございます。最初、対面調査だけでやりたいというふうに現場に相談したんですが、冗談じゃない、保険が回らなくなると言われまして、残念ですけれども、現状では郵送のみになってございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。

新田委員。

【新田委員】

これは全国一律でしたか。

【事務局】

はい。現状、これは全国一律でございます。集計用のソフトウェアで自動で集計して成果品までいけますので、現状、追加項目は入れずに実施しているところでございます。

【新田委員】

なるほど。おそらく、僕、これは厚生労働省が間違っていると思います。何かというと、事業者のための調査ですよ。さっき馬場課長がいみじくも言った中身がこの中には一切入っていないんだよね。だから、ほんとはこれは何なんだろう。確かに、事業者と介護保険を使う分にはこれでいいよね。だけど、本人たちのポジティブヘルスというか、もっと生きがいか生活の満足度とか、せっかく国立でやるなら、国立らしさをつけ加えておく工夫があったほうがよかったなというふうに思うわけです。せっかくこれだけ全部やる、こういうのってなかなかないじゃない。だから、もうちょっと早くこれを出していただければよかったなと思う次第でございます。はっきり言って、ここからは何も出ないね。

【林会長】

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の議題に参ります。5番目、ひらや照らすの運営状況の報告についてです。

では、大井委員、よろしくお願ひします。

【大井委員】

では、委員としてではなくて、ひらやの里の代表として皆さんからご質問を受けたいと思います。

1枚のページでわかるように、まえがきと目指すところ、これは重複しますけれども、これは説明を省きます。

この報告は、去年4月1日から3月31日まで。開所した日は165日ございました。今年の1月からは水曜日も開所し、時間帯は同じです。

利用者数はそこに書いてあり、トータルで本年は3,760、前年は2,396。前年度は7月から3月、だから、今年は3か月増やしたこともあって数字としては23%増になったということです。前年比で160%増えています。

ちなみに、「絆だより」の39号に書きましたけれども、1年間に直してみると大体こうなるだろうというので4,000人を超えました。さらに、1月から水曜日を増やしていますから、多分、5,000人近く行くんじゃないかなと思っています。数だけが問題ではないんですけれども、1日平均20人から二十四、五人、スタッフも入れながらやっていて、そこそこやっているのかなと。これは数を増やすことなのか、内容を増やすのかいろいろ考えながらやっているんですけれども、数字の中にいろんなトレ

ンドが見えます。

スタッフ数は、4月の初めには22名でスタートして、3月末時点で68名になりました。8月末現在では80名で、包括さんのほうからの指導もありまして、生活支援サポーターが8月時点で41名、それからシニアカレッジの卒業生13名が、この80名の内数ですけれども、こういう中で手分けしながら活動しております。

次のページです。収支決算は、管理費30万に対してほぼ予算内で、予算内におさめたとやったほうがいいですかね。あと、光熱費は開所日数が増えましたので多少増えましたけれども、まだ予算に対しては残しております。

中身に関してはこのようなかぼこがありますけれども、初期投資の設備費というのは、備品費は当初は大分金額的にありましたが、今年度はまた多少減りました。しかし、LCDとか大物家電とかを入れているということで多少は減っていますけれども、かなり園芸関係に力を入れて、いろんな部材なりを投入しました。

それから、3ページ目、プログラムです。プログラムは今、前年から進んではいるんですけれども、丸印の2つがこの年度で入れたものです。現在では映画を見る会を3回ほどやったんですけれども、好評ではあったんですが、サポーターが1人、いろんな事情で続かなくてリカバリーしようかなと思っているんですけれども、実際、健康をかたろう会が増えている。現在でもさらに2つ増えていて、19まで行っています。

非常に大事なものは、利用者の声として、どう拾うかということですが、毎日のように日誌とか、あるいはノートに書いてあるのから拾ってみると、一言、二言でこういうような、「落ち着いた、陽の当たる縁側、素晴らしい庭と、ほっとする時間と空間」といった声が多数寄せられました。当初の目的はかなり達しているのではないかなという感じです。

いろんなPR方法をやっているんですけれども、やはり口コミで、あるいは顔見知りの人を連れてくるというケースが多いです。ペーパーも出したんですけれども、ペーパーの反応というのはなかなかつかみにくいところがあるんですが、ゼロだとだめですけれども、そういうことで。あるいは、ひらや照らす通信を毎回出して、そのスケジュール表は、変動はあるんですけれども、かなりの勢いではけているので、それなりに関心を持って何をやっているのかなと来られるという効果はあるということで、プログラムの実施の意味はある。今度は、プログラムがない日でも入れるようにしたいというのが希望、願いなんですけれども、口コミなどでできるのかなと。

ここに書いてあるように、トマトとか、あるいは、これはひらや照らすの吉川さんの遺志を明らかに継いでいる、おばあちゃんの家みたいな落ちつきとか、庭がきれいとか、あと、自分の実家がこうだったらいいとか、懐かしいとか、こういう声が寄せられて、スタッフとして元気づけられております。

何をやる時も安全というのは、スタッフ、それから入ってくる人に対してもお声はかけておりますが、間一髪というのはなくはないんですけれども、幸いにして事故はなかったということで、運営する側としては、まずこれが第一の安堵する事項です。

運営日数と利用者数は先ほどのグラフにまとめてあります。毎月それほどの変動はないです。そこにグラフがありますけれども、多少のこぼこはありますが、これに対して何か手を打つかというのは、天候とかいろんな諸条件があるので。先ほどデータに僕、突っ込みを入れているんですけれども、自分もこれ突っ込まれたらどうしようかという感じがあるんですが、そこそこ行っているかなということで。大勢行くと、にぎにぎしてうるさいという人もいらっしやるので、ほどほどかなという感じですね。

主なトピックスをちょっと読み上げます。高齢者支援課との意見交流会をして、いろ

んなご意見をいただきながらご要望でコミュニケーションをとりました。

それから、去年の真夏の日にもものすごく早い勢いで洋室の間に空調を取りつけてもらって、これはほんとに感謝しております。

それから、1周年記念で市長との懇親会を行いました。故人の遺志を継いでうまくやっているねということで励ましのお言葉をいただきました。

それから、介護予防自主グループでは、市役所ロビー展示を1週間行いました。

また、台風24号で屋久杉門の一部破壊、剥がれたんですよ。これは幸い見つかったので張りつけましたけれども、あと、屋根が破損した。あと、ちょうちんの不法投棄が今年も出ていて、うちは出してないんですけども、朝から晩まで見るわけにはいかないので、これはちょっと頭を悩ませているんですけども、また、市の廃棄物処理のところが話をしたいと思います。私のところは全部持ち帰っているものであり得ないんですけども、しかし実際には出ていると。一回汚く出しちゃうと、今年に入っても3回不法投棄があるので頭を痛めています。

それから、長々と散歩、JCOMのビデオ撮り。一生懸命、市長に宣伝してもらってあります。

それから、都立第五商の高校生です。17名のボランティアの活動を2回受け入れ、これは年中行事になりつつあります。こういう活動を通してながら認識を深めていただくのが大きな、将来的な影響を期待しています。

それから、今、包括のほうでいろいろやられている第1回活動団体情報交換会に参加して、意見交換をしました。

あと、子供の利用が少し減っているんですけども、逆に増えた、多かったのは、おいしい時間という子ども食堂。これは神の国寮が工事で代替開催をした、そのために増えたことによる差です。

あと、地域生活サポーターの教育というものをここで受けて、36名が受けているという状態になっています。

あと、課題事項、これは常にあるんですけども、運営体制の向上というか、こういうものを継続してやろうと。企画・事務のスタッフの環境整備・効率化も一生懸命やっているんですけども、やはり細々としたことはあそこに常駐していないがために余分な仕事がかかっているというのが実際です。

それから、大勢、60名、80名を超えていますので、いかに伝達して情報を共有化するかということも努めています。

研修は機会があるごとに、いろいろな啓蒙をしております。

当番表作成はいろいろ工夫をしております。かなり苦しいのは当然なんですけれども、とにかく最終的には間に合わせています。

意欲維持、これはぜひ関係者や何かに評価していただいて、ご指摘もしっかり受けまわすけれども、こういうものを多く受けたりしていきたい。

あと、潜在的利用者は本質な点だろうと思うんですけども、この辺の積極的な周知や利用者増加は打つ手がなくて、実際にはリピーターの方も増えているし、1人でも2人でも増えているからそれでいいんだろうなと思っているのですが、とにかく、ゆっくりやるしかないかなと。プログラムの中の相当数は、いろいろな話の機会を与えながら、あ、来てよかったねという人はリピーターにつながっているので、こういうのを潜在的利用者につなげてくれると、よりよい切り口を出しているんで、少しずつというか、努力をしていきたいと思っています。

4番目はいろいろ課題がありますけど、ひらや照らすの活動の周知はいろんな意味で

いろんなことをやっております。先ほど触れておりますけれども、プログラムのない日の利用者増対策。また、近隣の協力。あと、気になっているのは、屋久杉門が老朽化して、今年の台風はなんとかもったんですけれども、風が強くなるといつも心配しているんです。あとは空調、ガスレンジのところ。9番目は2020年度で契約が完了するので、今年度はその辺の対応をどうするかという体制を決めながら、活動していきたいなと思っています。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。安全という面でも大きな事故はなく運営されたということで、大変見事だったなと思います。

それでは、皆様から質問や意見がございましたらお願いします。石田委員、お願いします。

【石田委員】

私たちも同じような団体の一つなんですけれども、地域介護予防活動支援補助金というのを1年間に3万円、3年限りでいただいて、それで私たちは経営しています。私たちと同じような団体が国立に10か所ぐらい場所的にはあると思っているんですけれども、2ページの収支決算のところ、これは支出の内訳表であって、収入が何も書いていないような気がするんですけれども、そのことを知りたいのと、もう一ついいですか、それから、「補助金精算」と「ひらやの里負担」という項目があります。これはどういうことなのか、ちょっとわからなかったので教えてください。

【大井委員】

収入を漏らしました。収入の部は管理費30万、光熱費36万、その差額でほぼ30万に対して29万3,000円。それから、光熱費は36万に対して16万6,000円です。補助金の精算額が高いわけです。補助金の精算を収入に入れなかったの。書き忘れちゃった。すいません。

【石田委員】

収入というのは補助金ですか。

【大井委員】

補助金のことです。収支だから、そうです。

【石田委員】

補助金が収入なんですか。

【大井委員】

そういう意味では収入はないです。事業費というのは話が複雑になっちゃうから。

【石田委員】

それからもう一つ。光熱費、人件費というところの括弧の中に「試算表別表」と書いてあるんですけど。

【大井委員】

試算表は除きました。

【石田委員】

除いたんですね。

【大井委員】

これは口頭だけで言います。大ざっぱにそれをどう見るかというのは、非常に勝手なあれで、大ざっぱに言うと、実質かかった5倍から6倍が人件費をみなしとしてかかるよということで、あまり数字はいろいろあるので。でも、実際はかかります。そんなと

ころで、さっきの小規模多機能はどうなのかなというのは。ボランティアというのはゼロですけど、ボランティアに関しては、あり得るのかとかいろいろな苦言がありそうなんですけど。

ということで、この試算表は逆にそれ自身が非常物議を出すから。うち自体は持っていますよ、我々が改善するために。でも、ここで言いたいことは、人件費がばかにならないんだということをおきたいと思いますということによろしいでしょうか。

【石田委員】

またいろいろ教えてください。

【大井委員】

あまりそれは大きな声で、公には。

【石田委員】

別表と書かなければよかったですね。

【大井委員】

すいません、いろいろな資料をダブって使ったから。すいません、弁解したってしようがない。

【林会長】

ほかに。森平委員。

【森平委員】

運営費用としての30万円というのは？

【大井委員】

市の方から。それはひらや照らす運営費用として予算で計上されているものです。

【森平委員】

わかりました。

【大井委員】

光熱費も同じです。一応、36万、月3万円平均でやって、実際、今月は通信費が少し、電話を入れたりとか何かで許可をもらって、電話機を入れたのももう少し上回ります。

【林会長】

ほかに。石田委員。

【石田委員】

今混乱しちゃったんですけど、そうすると、市から管理費として30万円、光熱費30万円出ているという。

【大井委員】

36万円。

【石田委員】

66万円出ているということですね。

【大井委員】

実質には49万円ぐらい。だから、17万円ぐらい光熱費は返上しています。

【石田委員】

そういうことですね。

【大井委員】

だから、全部使っているわけではなくて、17万ぐらい戻しています。それから、管理費も6,000円ぐらい戻している。

【石田委員】

それが補助金の精算ですか。

【大井委員】

そうです。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

【山路委員】

ご苦労さんです、ほんとに。最初、どうなることかと思ったんですが、よくここまで来られたというのは、それは大井さんをはじめ、かかわっている方々のご努力だと思うんですが、前々からもうちょっとこういう形が国立で増えてくればいいと思っていました、石田さんらのやっているところは10か所ですか。

【石田委員】

大体10か所今やっています。

【山路委員】

10か所。そういうのを1万人に10か所ぐらいできれば一番いいので、近ければ近いほどお年寄りの人は行きやすいですから、国立でいうと70か所ぐらいできるといいんですが、そのためにどうすればいいのかというのは、これは大井さんというより、行政とか全体が地域を考えていくことですよね。

それから、もう一つ、たくさんつくったほうがいいと思うのは、私がいつも言っている基会所を引き合いに出して申しわけないんだけど、どうしても仲よしクラブになっちゃって、友達ができて、そうじゃない人がなかなか入りづらくなるという問題がある。ひらや照らすがそうならないように努力されているのはわかりますけれども、そういう意味でも、できるだけたくさん多くの人が行ける場をつくってもらいと、ひらや照らすだけではなくて、そういう重要性があると思うんです。

それから、もう一つは大井さんがいみじくも課題として書かれていたように、引きこもりの人たち、これは子どもからお年寄りまで極めて深刻です。この人たちになかなか手が差し伸べられない現実が地域にあると。これをどうやっていくのかというのは、相当意識的にそういう場づくりをしていく必要があるのではないかと。まずは相談の場づくりです。そういう意味では、認知症のひとり暮らしの人たちはなかなか来られないわけです。その人たちが来られる場を意識的につくっていくのかということ、これも行政と我々、この介護保険運協の場でもう少し居場所の多様なあり方づくりを、ほんとに深刻な問題を抱えている人たちのための場づくりを考えていく必要があるんじゃないかということ、大井さんの話を聞きながら思いました。

以上です。

【大井委員】

1点。

【林会長】

大井委員。

【大井委員】

仲よしクラブにはうちはなっていない。これだけの変化がこれからもあって、その中で、うちはある程度の固定のリピーターはおりますよ。だが、ほかの人は違う。じゃあ、ほかのところで10、20とあって、そんなに無視できないのは、目に見えない管理費用というのがあるんです。単純にこれだけあるからできますかといったら、そんな簡単にはいかないです。

これは今、我々のスタッフはそれぞれベテランの人がやっていますけれども、だから、

このひらや照らすから学ぶものは何ですかといったら、もっと皆さん話したいことはたくさんあります。それはそのままストレートにいかない。もちろん、この場を与えてもらったのは感謝していますけど。

ちなみにこの近くでは武蔵野でもやっていますが、そこでは、1,000万円の中から、700万から800万は人件費ですよ。私が試算表を出していないのはそういうことなんです。人件費に抜きには継続した活動はできないと私は思っています。善意にどこまで頼れるのかといったら、これはできないですよ。これだけ多種類のプログラムを自負するわけじゃないですけど、これまで皆さん、人づてにこうやってきて、その各々の中を見れば、いかに認知症とか、あるいは難病の方、引きこもりの方、そういう人たちは今、社協さんの力をかりながら見られているかという、これはほんとにみんなの知恵で。今期始めた産前産後の鬱もどうしようかと、ほんとにそれはある個人の熱意で始まってきている。ああいう会をやれるという場があることが、あの空間がすばらしい。だから、それを生かしてきたということで、それをどうこれから展開できるかというのはいろいろ考えたいし、あるいは、我々のスタッフの中でやった人たちは、多分、場所さえあればうまくいけるし、我々があそこの中でトライしたものをどんどん経験していきたいなど、そういうふうにも思っております。ただ、人件費だけは、どうボランティアでやるかということは課題です。

【林会長】

石田委員、どうぞ。

【石田委員】

今、大井さんがおっしゃったことはほんとにそうだと思うんです。でも、大井さんのところは年間66万円、まあ、お返しにはなっていないで、私たちは3年に限り年間3万円です。それで、私たちも同じような使命を持ってやっていますけれども、じゃあ、始めた者たちが頑張ることは当然なんですけど、これをどうやってつなげていくか、次の人にバトンタッチしていくためにはものすごく大きな、おっしゃるとおり、ボランティアでやっていくだけではできないものがあるので、こういうことを行政にもぜひ助けていただきたいし、運営協議会の方にもお願いしたいところだと思っております。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

今の話でございしますが、大井さんのところのひらや照らすの経験、そして、石田さんのところの経験を踏まえて、今、社協と国立の行政で生活支援協議会がもう一つあるんですが、そこで国立に、これも大体具体的なイメージができていますが、何か所サロンをつくるということと、そして、それに対する当初の金銭を幾らにするか、そして、継続するためのお金を幾らにするかということも含めた話を今行って、次の生活支援協議会の中では具体的にその話におおろくなっていくだろうなと思っています。それはお二方の貴重な経験がまず前提にあって、最初から始める話ではありません。

例えば、社協で地域福祉委員ということとつくり上げる作業で、手挙げも含めて30名近く、具体的には数字が間違っているかわかりませんが、あって、そして、国立の行政では生活支援コーディネーターというのを、今4人いるんですが、結局、その機能は何が違うのというところから始めて、そして、そのものの中に、まず、原点は地域に暮らす人の些細な生活の困難です。それは先ほど山路委員が言われたような、乳児から高齢者までということですが、そこを含めて捉えて、それでサービスをどのよう

にするかという話が一つと。そのためには、まず、見つける人をつくらなきゃいけないので、見つけることを今やろうとして、今度、それに対してサービスを提供する人たち、これも市民でございますが、市民の中でどのようにするかというのが一つと。まず、そのことをするために、おそらく市内で何十か所でしたかね。

【事務局】

一応30か所です。

【新田委員】

30か所ですね。30か所のサロンをつくらないとやっていけないだろうということ、具体的な数字も出して、例えば石田さんのところがやっているなら、そこはもう丸ですから、そこは要らないよねとか、ひらや照らすのところは要らないよねとか、今、市内でいろいろなところがあるので、そこを全てプロットして、そこで質の検討をして、改めて月のお金ということまでを含めながら、今、生活支援協議会のほうで検討中だということをし少しご報告します。まだまだ決定事項ではありませんが、そこはこの介護保険運協と情報としては共有していきたいなと思っております。

【大井委員】

よろしいですか。

【林会長】

大井委員どうぞ。

【大井委員】

初めの会議録のところでも触れたかったことがあったんですけども、私が前回の会議で話した内容は、今、地域ケア会議とかいろいろな会議があつて、忙しくて問題提起ができないという話があったので、じゃあ、2か月でどんな進展がありましたかということをお聞きしたかったんです。それが1点。

それから、新田会長もおっしゃった、福祉推進委員を社協でやり、それから、きのうキックオフということで、そういうメンバーがあるというのは具体的な展開の話、私は出られなかったんですけどね。私が繰り返し言っているように、下からの盛り上げももちろん必要ですけど、一方ではトップダウンではないんだけど、自治体の会長さんとかをひっくるめていろいろな方向を向いているところへも地道に進めていかなければ広がらないんじゃないかなと思っております。

ある町内会で昔説明したところ、推進委員って何？シニアカレッジって何？と、当然行ってないんだから全然わからない。そんなところでコーディネートをやろうとしても、生活コーディネーターは何だと、こんな話をなぜ我々が説明しなきゃいけないのか。必要な資料があつて、それで説明するぐらいの啓蒙がなければとてもじゃないけどやられてないというよりも、それがなければ広くできない。やれそうなところに当たりをつけてやっていると、そんなのは30か所がみんなそうであるならば、これは絵に描いた餅だと私は思う。啓蒙というかそこにも並行して力を入れなきゃいけないと思うんです。僕は体を張って中の会でやろうと思ったんです。老人会も入りました、いろんなところに繰り出しました。とてもじゃないけど、こんな推進委員がわからない人にこんなエネルギーは使えないですよ。

【新田委員】

いいですか。

【林会長】

はい、どうぞ。

【新田委員】

今の話は貴重な意見だと思って拝聴しております。それで、具体的にはそのようなことも含めながら、まず、社協のメンバーの5、6名も含めて、社協と行政が一体化するという話から始めないといけない、情報を共有化しなきゃいけない。そして、大井さんたちやほんとに地道にやってきた人たちの意見をそこに取り入れなきゃいけないいろいろな作業があります。今、その作業の途についているところですから、またご意見をよろしくお願いいたします。

【大井委員】

じゃあ、1点だけ。どうしても。

【林会長】

どうぞ。

【大井委員】

昨日は事情があって出られなかったんですけど、実際に担当者の人たちは苦勞してやられているので、それに対して何も言うことはないんですけど、違うことは、生活支援コーディネーター、あるいはサポーターの人たちが努力をして説得する作業はそれで買うんですけど、その中であるグループを、努力して少しサポーター、これ、最終的に結果を聞いてないからわからないけど、そこに手を挙げる人がどうだとか、そんな展開になっていて、それはちょっとおかしいんじゃないのと直感で思ったんです。なぜだというのは、サポーターは手を挙げるだけで、それはあるところと言われても、なぜ5つのグループをやっている、そのモデルに共通的な事項はあるわけですよ。その抽出作業はないまま、やられているのかもしれない。少なくとも聞こえてないんですけどね。何で30とか。必要性はわかります。まとまりとしてはそれぐらい必要ですけども、まだ、現在やっているやつ分析が足りないんじゃないかなと。

あと、ボランティアの人たちに非常に投げ過ぎていると思うんですよ。

【林会長】

はい。

【新田委員】

もちろんその意見は意見として聞いておいて、それでよろしいですね。

【大井委員】

意見です。はい。

【新田委員】

これは運協で話す話ではないので、生活支援協議会できちっとやっていきますから、よろしくお願いいたします。

【大井委員】

幾らかそういう流れって、こういう大きなところでやっているところだから、そういう部分的なエッセンスがあってもいいかと。

【新田委員】

ごめんなさい。運協とは並行してやっていますので、そこはごちゃごちゃにしないでいきましょう。

【林会長】

ほかにございますか。よろしいですか。

大変なご努力に改めて敬意を払いたと思います。大井さん、報告ありがとうございました。

その他ですが、これは事務局からありますか。

【事務局】

それでは、その他といたしまして、次回の開催予定をお伝えさせていただきます。次第の一番下にも書いてございますが、次回は10月11日金曜日午後7時から国立区役所の3階第3、第4会議室になりますので、本日の隣のお部屋で開催予定ということでご予定いただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【林会長】

委員の皆様から何かその他でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日はこれで閉会にしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—— 了 ——